# 令和5年度

介護医療院

集団指導資料

令和6年3月

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室

# 目 次

Ι	介護医療院の主な関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・1
Π	令和6年度介護報酬改定について
	「介護報酬の算定構造」(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・38
	「令和6年度介護保険改定」介護報酬の見直し案」(厚生労働省)・・43
	「介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設並びに 運営の基準を定める条例新旧対照表」(岡山県)・・・・・・・・116
	連呂の基準を定める条例利用対照表」(岡田県)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\blacksquare$	基準及び運営指導等の指摘事項・運営上の留意事項等について
	120
	1 介護医療院と介護医療院サービス・・・・・・・・・・・・・・・・120
	2 事業の実施について
	(1)人員基準121
	(2)施設・設備基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 6
	(3)運営に関する基準等127
	3 介護報酬の算定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・149
	(1)基本報酬·····1 4 9
	(2)介護報酬算定上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
IV	その他各種伝達事項160
	(1)指定(許可)更新申請160
	(2) みなし指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・160
	(3)変更許可申請(介護医療院のみ)・・・・・・・・・・・・・・161
	(4)変更の届出/162
	(5) 審査手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
	(6)介護医療院の管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
	(7)メールアドレスの登録‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥165
	(8) 介護サービス関係Q&A165
(参	考)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び
(2)	医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」
	の一部改正について(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・166

# I 介護医療院の主な関係法令等

★本資料は現時点でのものとなります。指定基準・報酬算定要件等の詳細については 関連する告示・通知等の最新情報を御確認ください。

#### 【主な関係法令】

・介護保険法(平成9年法律第123号) (以下「法」という。)

• 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号) (以下「施行令」という。)

• 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) (以下「施行規則」という。)

## 【運営関係】

#### 条例

- ・介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等を定める 条例(平成30年岡山県条例第46号)(以下「条例」という。)
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第65号)

#### 省令

• 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(平成30年厚生省令第5号)

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年厚生省令第 37 号)

・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)

• 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)

#### 条例解釈通知

• 介護保険法に基づき条例で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の 基準について(令和3年4月1日付け指第51号) • 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス 等の基準等について(令和3年4月1日付け指第47号)

#### 告示

- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- ・厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所 介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(平成 12 年厚生省告示第 29 号)

#### 省令解釈通知

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
  - (平成 12 年 3 月 17 日付け老老発 O322 第 1 号)
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
  - (平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号)

#### 【報酬関係】

#### 報酬告示

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
  - (平成 12 年厚牛省告示第 21 号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
  - (平成 12 年厚生省告示第 19号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
  - (平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)
- 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等並びに単位数
  - (平成 12 年厚生省告示第 30 号)
- 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等
  - (平成 12 年厚牛省告示第 31 号)
- 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤
  - (平成 12 年厚生省告示第 32 号)

#### 留意事項通知

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日付老企第40号)

・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年 3 月 17 日付老計発第 0317001 号·老振発第 0317001 号·老老発第 0317001 号)

#### 【その他】

・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する 特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要す る平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(平成 17 年厚生労働省告示第 411 号)

- ・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)
- ・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する 食費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第413号)
- 介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第414号)
- 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)

- ・特定診療費の算定に関する留意事項について(平成 12 年老企第 58 号)
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成 12 年老企第 54 号)

介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について

(平成 12 年老振第 25 号 • 老健第 94 号)

• 介護保険施設等における日常生活費等の受領について

(平成 12 年老振第 75 号・老健第 122 号)

- 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等 (平成 12 年厚生省告示第 123 号)
- ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順 (平成 18 年厚生労働省告示第 268 号)
- ・医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について

(平成 17 年老振発第 0728001 号)

- ・認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成 18 年老発 0331010 号)
- 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

(平成 18 年老計発 0331007号)

- ・厚生労働大臣が定める療養(平成 18 年厚生労働省告示第 142 号)
- ・要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合 (平成 20 年厚生労働省告示第 128 号)
- ・診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)
- ・基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)
- ・医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に 関連する事項等について

(平成 18 年 4 月 28 日老老発 0428001 号·保医発第 0428001 号)

# ※法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でもご確認ください。

#### 【文献】

- 介護報酬の解釈 単位数表編《令和3年4月版》
- ・介護報酬の解釈 指定基準編《令和3年4月版》
- 介護報酬の解釈 QA・法令編《令和3年4月版》
- ・ 医科点数表の解釈《令和4年4月版》

(発行:社会保険研究所)

• 介護医療院開設に向けたハンドブック《令和4年3月版》

(発行:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(厚生労働省委託事業)) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html

#### 【ホームページ】

- 厚生労働省 法令等データベースシステム
   https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html
- 総務省 法令データ提供システム https://elaws.e-gov.go.jp/
- 岡山県 指導監査室
   https://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/
- ・岡山県 指導監査室「令和6年度介護報酬改定」https://www.pref.okayama.jp/page/903094.html

Ⅱ 令和6年度介護報酬改定について



社会保障審議会 介護給付費分科会(第239回)

令和6年1月22日

参考資料1

# 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

## 厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# ▶<u>1. 地域包括ケアシステムの深化・推進</u>

- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

## 1. (3) ③ 総合医学管理加算の見直し

#### 概要

【短期入所療養介護★】

- 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護における総合医学管理加算について、医療ニーズのある利用者の 受入れを更に促進する観点から、以下の見直しを行う。 【告示改正】
  - ア 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっている指定短期入所療養介護についても、治療管理を目的とするものについては同加算の対象とする。
  - イ 算定日数について7日を限度としているところ、10日間を限度とする。

### 単位数

<現行>

総合医学管理加算 275単位/日



<改定後> 変更なし

## 算定要件等

<現行>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い<u>居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない</u>指定短期入所療養介護を行った場合に、<u>7日</u>を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

#### <改定後>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

# 1. (3) ⑲ 協力医療機関との連携体制の構築

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
    - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
    - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

#### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅 医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行 う。【省令改正】
  - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
    - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させる ことができるように努めることとする。

8

17

## 1. (3) ⑩ 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実 効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を 行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う よう見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①~③の要件を満たす場合 (2) それ以外の場合

100単位/月(令和6年度)50単位/月(令和7年度~)(新設)

5 単位/月 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

<改定後>

医療機関連携加算

80単位/月

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月(変更) (2)それ以外の場合

<u>40</u>単位/月(変更)

【認知症対応型共同生活介護】

<現行> なし

<改定後>

協力医療機関連携加算

協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設)

(2)それ以外の場合

40単位/月(新設)

(協力医療機関の要件)

- 入所者等の病状が急変した場合等 において、医師又は看護職員が相談 対応を行う体制を常時確保している
- 高齢者施設等からの診療の求めが あった場合において、診療を行う体 制を常時確保していること。
  ) 入所者等の病状が急変した場合等
- において、入院を要すると認められ た入所者等の入院を原則として受け 入れる体制を確保していること。

## 算定要件等

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。(新設)

# (3) ② 入院時等の医療機関への情報提供

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、 退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、 新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当 の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者(以下「入所者等」 という。)が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

## 単位数

#### 【介護老人保健施設、介護医療院】

< 現行>

退所時情報提供加算 500単位/回

<改定後>

退所時情報提供加算(Ⅰ) 500単位/回

退所時情報提供加算 (Ⅱ) 250単位/回 (新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

なし

<改定後>

退所時情報提供加算 250単位/回(介護老人福祉施設) (新設)

**退居時情報提供加算** 250単位/回(特定施設、認知症対応型共同生活介護)

# 算定要件等

入所者が居宅へ退所した場合(変更) 【介護老人保健施設、介護医療院】 < 退所時情報提供加算<u>( | )</u> >

○ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 **歴等**を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(Ⅱ)> 入所者等が<u>医療機関</u>へ退所した場合(新設)

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★ 、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】<退所時情報提供加算、退居時情報提供加算>

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

## 1. (4) ⑧ 介護医療院における看取りへの対応の充実

#### 概要

【介護医療院】

○ 本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定 要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重した上で、原則入所者全員に対して「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを求めることとする。 【告示改正】【通知改正】

## 算定要件等

**厚生労働大臣が定める施設基準 ※** | 型介護医療院サービス費( | )の場合 <現行>

六十八 介護医療院サービスの施設基準

- イ |型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基
- (1) I型介護医療院サービス費(I) を算定すべき介護医療院サービスの施設基準
  - (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a~h (略)
    - i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
    - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
    - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
    - iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者 等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族 等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
    - iv ii及びiiiについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、 入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応 していること。

<改定後>

六十八 介護医療院サービスの施設基準

- イ | 型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準
- (1) | 型介護医療院サービス費(I) を算定すべき介護医療院サービスの施設基準
  - (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a~h (略)
    - i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
    - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
    - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
    - iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(削る)

j 施設サービスの計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重 した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本 に、他の関係者との連携の上対応していること。

44

# 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

#### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★ 、介護老人福祉施設、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を 行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
  - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること。
  - イ 上記以外の一般的な感染症 (※) について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
  - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や 指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>

なし



<改定後>

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月(新設) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月(新設)

## 算定要件等

#### <高齢者施設等感染対策向上加算(I)>(新設)

- 感染症法第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機
- 関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

#### <高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)>(新設)

○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等 に係る実地指導を受けていること。

10

],,

## 1. (5)② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

#### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】

### 単位数

<現行> なし



<改定後>

新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)

## 算定要件等

- 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
  - ※ 現時点において指定されている感染症はない。

46

# 1. (5)③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

#### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス その他のサービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

## 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
  - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

#### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都 道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業に よる相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者 虐待防止に向けた施策の充実を図る。

## 単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

# 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、そ の結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

48



## 算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

# 1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

#### 概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

## 1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

#### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

<改定後>

なし



**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算<mark>(新設)</mark>

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

## 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録すること
  - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

#### 概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時から の取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)150単位/月(新設)認知症チームケア推進加算(Ⅱ)120単位/月(新設)

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。

# 算定要件等

#### <認知症チームケア推進加算(l)>(新設)

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

#### <認知症チームケア推進加算(Ⅱ)>(新設)

- ・(|)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

52

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- › <u>2. 自立支援·重度化防止に向けた対応</u>
  - 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
  - 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
  - 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算(Ⅱ)について、以下の要件を満たす場合について評価する新たな区分を設ける。【告示改正】
  - ア 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
  - イ リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職 種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。
  - ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直 しの内容について関係職種に対し共有していること。

#### 単位数

#### 【介護老人保健施設】

<現行>

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月

< 改定後 >

・**リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)** 53単位/月<mark>(新設)</mark> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算<u>(Ⅱ)</u> 33単位/月

※加算(I)、(II)は併算定不可

#### 【介護医療院】

<現行>

理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月

< 改定後 >

理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月 理学療法 注 7、作業療法 注 7、言語聴覚療法 注 5 20単位/月(新設)

※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は併算定可

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

個別機能訓練加算(I) 12単位/日個別機能訓練加算(II) 20単位/月

<改定後>

個別機能訓練加算(I) 12単位/日(変更なし) 個別機能訓練加算(II) 20単位/月(変更なし)

個別機能訓練加算(Ⅲ) 20単位/月(新設)

※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)は併算定可

15

)

#### 算定要件等

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

## 【介護老人保健施設】<リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)>(新設)

【介護医療院】<理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5>(新設)

- 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
  - ※上記は介護老人保健施設の場合。介護医療院については、理学療法 注 6 、作業療法 注 6 又は言語聴覚療法 注 4 を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント加算を算定していること。
- 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- <個別機能訓練加算 (Ⅲ) > (新設)
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施の ために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有してい ること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

69

# 2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

## 概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老 人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

## 算定要件等

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

## 2.(1)⑥ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し

#### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。また、介護保険法第72条第1項による通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすこととする。【省令改正】

#### 基準

○ 訪問リハビリテーション事業所、介護予防訪問リハビリテーション事業所のみなし指定が可能な施設

<現行> 病院、診療所



<改定後>

病院、診療所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>

○ 人員配置基準について、以下の規定を設ける (訪問リハビリテーションの場合)

指定訪問リハビリテーション事業所が、みなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができる。

71

## 2. (1) ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

#### 概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回(新設)

※1月に1回に限り算定可能

## 算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 (新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



## 2.(1) 18 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】

## 算定要件等

- 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔 の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

<運営基準等における対応>



2. (1) ② 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

#### 概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

退所時栄養情報連携加算 70単位/回(新設)

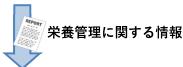
#### 算定要件等

- ○対象者
  - ・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者
- ○主な算定要件
  - ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、 当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
  - ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

#### 介護保険施設A





自宅 介護 (在宅担当医療機関)

介護保険施設B



医療機関





介護支援専門員

<u> 18</u>

# 2. (1) ② 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 再入所時栄養連携加算について、栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象に加える。【告示改正】

## 算定要件等

#### ○対象者

<現行>

二次入所において必要となる栄養管理が、 一次入所の際に必要としていた栄養管理 とは大きく異なる者。



#### <改定後>

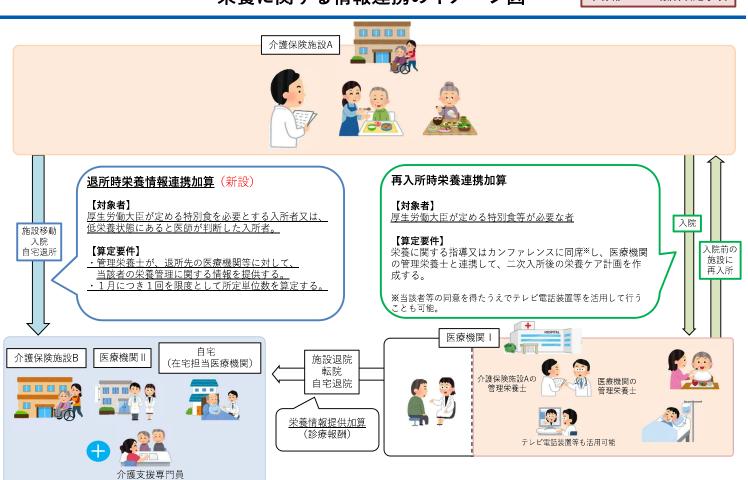
厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、 胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食 (単なる流動食及び軟食を除く。)

87

## 栄養に関する情報連携のイメージ図

下線部: R 6 報酬改定事項



## 2.(2)③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

#### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

92

# 2.(3)① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

# 概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
  - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

## 算定要件等

- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
  - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
    - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
    - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

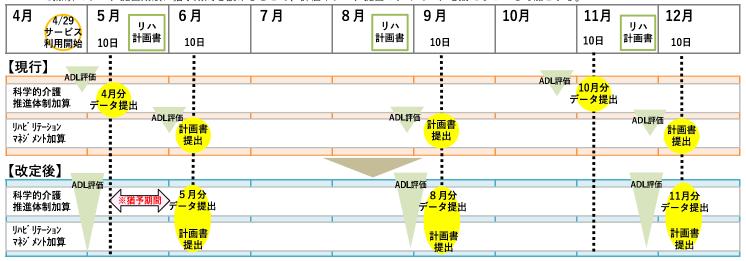
## LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始 後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

#### 例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

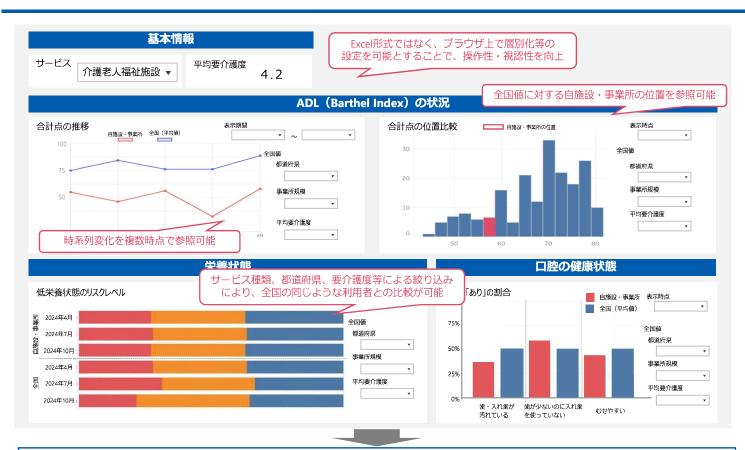
- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- 行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。

   これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



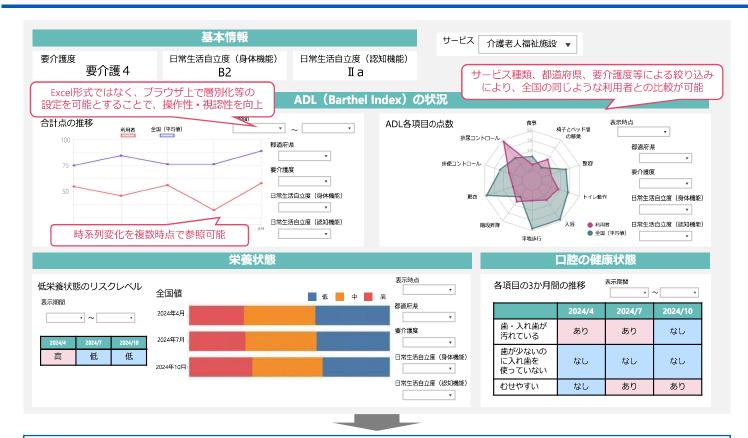
(※)一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

# LIFEのフィードバック見直しイメージ(事業所フィードバック)



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

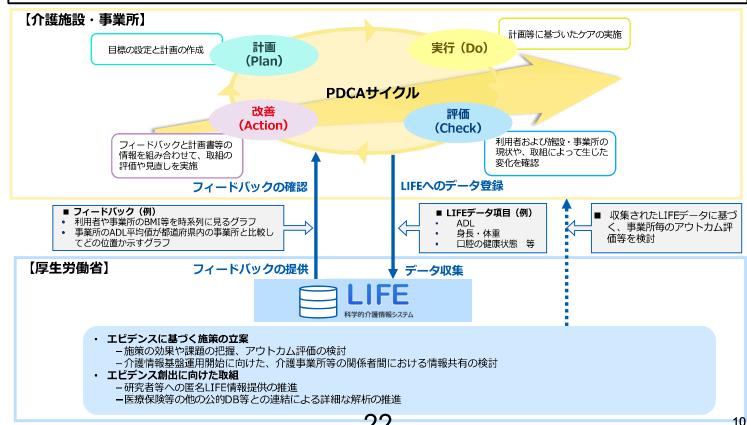
## LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

LIFEを活用した取組イメージ

介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータ も活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けた LIFEデータの研究利活用を推進する。



# 2.(3)② 自立支援促進加算の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観 点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
  - LIFE への初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】
  - 医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【告示改正】
  - エ 本加算に沿った取組に対する評価を持続的に行うため、事務負担の軽減を行いつつ評価の適正化を行う。 【告示改正】

## 単位数

<現行>

自立支援促進加算 300単位/月



<改定後>

自立支援促進加算 280単位/月(変更) (介護老人保健施設は300単位/月)

## 算定要件等

- 医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、少なくとも「3月に1回」へ見 直すことで、事務負担の軽減を行う。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
  - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
    - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。
    - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

2.(3)4) アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

#### 概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健 施設、介護医療院】

- 排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う。 【告示改正】
  - 医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「6月に1回|から「3月に1回|に見直す。【告示改正】
  - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
  - エ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

## 算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
- <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する

#### <排せつ支援加算(I)>

- 以下の要件を満たすこと。
  - 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとと
  - もに、<u>少なくとも3月に1回</u>、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、 排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
  - ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

- 排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。

  - 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと

#### <排せつ支援加算(Ⅲ)>

- 排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない

  - かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

# 2. (3) ⑤ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

## 概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する 観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 施設入所時又は利用開始時に既に発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。【告示改正】
  - イ 加算の様式について 入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする 。 【通知改正】

## 算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
  - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
    - ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
    - 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

#### <褥瘡マネジメント加算(I)>

- 以下の要件を満たすこと。
  - イ <u>入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所</u> 時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。
  - ロ<u>イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u>
  - ハ <u>イの確<mark>認の結果、褥瘡が認められ、又は</mark></u>イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介 護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
  - 二 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。
  - ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

#### < 褥瘡マネジメント加算(II) >

○ 褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、<mark>褥瘡の認められた入所者等について、当 <u>該褥瘡が治癒したこと、又は</u>褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。</mark>

#### <褥瘡対策指導管理(Ⅱ)>

○ 褥瘡対策指導管理(I)に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、<mark>褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が</mark> <u>治癒したこと、又は</u>褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。

105

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

# > 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

## 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
  - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

## 単位数

概要

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
リーとス区が		=	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護 (介護医療院)★・短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

# 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

## 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の 1/2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

	17 E	ロカィ			
加算率 (※) は好の安什は黒子、新娘・修正 9 る安什は <mark>原子</mark> !				対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上 配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
[22.4%]	(介護職員等処遇改善加算)	Π	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul> <li>・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li><u>ゲループごとの配分ルール</u>【撤廃】</li> </ul>	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
【18.2%】	遇改善加	Ш	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。  ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【14.5%】	算)	IV	<ul> <li>新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(  $I\sim IV$ )は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

108

## 3. (2) ① テレワークの取扱い

#### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。 【通知改正】

109

# 3. (2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

## 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入 後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業 務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器 等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っているこ とを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算(I) 100単位/月(新設) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)

111

## 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

## 算定要件等

#### 【生産性向上推進体制加算(I)】(新設)

- (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場 (Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。

#### 【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】(新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

#### (※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (1) において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
  - 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - 年次有給休暇の取得状況の変化
  - 心理的負担等の変化(SRS-18等)
- 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- 。 「Wath の等人による未効が同く直接が良く同接来が、外部サインをにくメーロパメディ制造が (Ⅱ)において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。 (Ⅰ)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

#### (※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
- 見守り機器
- イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
- 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活 用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

# 3. (2) ⑤ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の 夜間における人員配置基準の緩和

### 概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設】

○ 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和と同様に、介護老人保健施設(ユニット型を除く。)及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、見直しを行う。【告示改正】

## 算定要件等

○ 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。

<現行>

配置 人員数 2人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体 制を常時整備している場合は1人以上 <改定後>

配置 人員数 1.6人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体 制を常時整備している場合は1人以上

115

#### (要件)

- ・全ての利用者に見守りセンサーを導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

\_\_\_\_ ※安全体制の確保の具体的要件

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施
- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケア の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

# 3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

#### 概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
  - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
  - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間 勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。 【通知改正】

## 基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤扱い	0	0	〇 (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1(常勤)と扱うことを認める	0	0	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本) 勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

## 3.(2)⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

#### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、 日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていな いが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、 人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護 職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準 に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこと とする。【告示改正】 その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

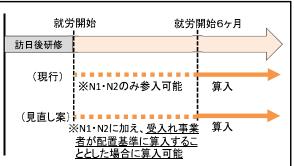
一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支 援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

## 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定 める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護 職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されてい るものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及 び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の 意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



<del>7</del>18

# 3.(3)① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

#### 概要

【全サービス】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務につ いて、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管 理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責 務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】【通知改正】

## 3.(3)⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

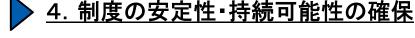
#### 概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

127

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり



5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

## 4. (1) 9 多床室の室料負担

#### 概要

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担(月額 8千円相当)を導入する。【告示改正】

### 単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

<改定後>

なし



該当する施設の多床室について、室料相当額減算として▲26単位/日(新設) 該当する施設の多床室における基準費用額(居住費)について+260円/日(新設)

## 算定要件等

- 以下の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る。)の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。 (新設)
  - 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
  - 「||型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額(居住費)を増額することで、利用者負担第1~3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

141

# 4. (2) ⑥ 長期療養生活移行加算の廃止

## 概要

【介護医療院】

○ 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。 【告示改正】

## 単位数

<現行>

長期療養生活移行加算 60単位/日



< 改定後 > 廃止

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

# <u> 5. その他</u>

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

148

# 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

## 概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

## 5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

#### 概要

【施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

## 単位数

【基準費用額(居住費)】	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室(特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

155

# 令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされた こと等を踏まえ、以下のとおりとする。
  - ▶ 6月1日施行とするサービス
    - 訪問看護
    - 訪問リハビリテーション
    - 居宅療養管理指導
    - 通所リハビリテーション

#### ▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
  - ▶ 令和6年8月1日施行とする事項
    - 基準費用額の見直し
  - 令和7年8月1日施行とする事項
    - 多床室の室料負担

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

# > 各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

基本報酬の見直し

#### 概要

- 〇 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- 〇 これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ +0.61% の改定財源について、基本報酬に配分する。

#### 【告示改正】

#### 令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和5年12月20日)(抄)

令和 6 年度介護報酬改定については、<u>介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う</u>ことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する(介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた 処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

161

163

## 介護医療院 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あた	Ŋ		
		<現行>	<改定後>	
○Ⅰ型介護医療	院サービス費( I )( ii )(多床室)			
	要介護 1	825単位	833単位	
	要介護 2	934単位	943単位	
	要介護 3	1,171単位	1,182単位	
	要介護 4	1,271単位	1,283単位	
	要介護 5	1,362単位	1,375単位	
○Ⅱ型介護医療	院サービス費( I )( ii )(多床室)			
	要介護 1	779単位	786単位	
	要介護 2	875単位	883単位	
	要介護 3	1,082単位	1,092単位	
	要介護 4	1,170単位	1,181単位	
	要介護 5	1,249単位	1,261単位	
○ユニット型Ⅰ	型介護医療院サービス費( I )( i )(ユ		_, ,	
· / · _ ·	要介護1	842単位	850単位	
	要介護 2	951単位	960単位	
	要介護 3	1,188単位	1,199単位	
	要介護 4	1,288単位	1,300単位	
	要介護 5	1,379単位	1,392単位	
○ユニット刑Ⅱ	型介護医療院サービス費( I )( i )(ユ		1,002-	
O—— / 1 <del>*</del> 11	要介護1	841単位	849単位	
	要介護2	942単位	951単位	
	要介護3	1,162単位	1,173単位	
	安介	1,255単位	1,267単位	
	安介護 <del>4</del> 要介護 5	1,340単位	1,353単位	
	女月 設 J	1,540平位	1,555年位	

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

<u>35</u>

### 改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

188

## 8. (3)介護医療院①

## 改定事項

- 介護医療院 基本報酬
- ① ○1(3)⑭協力医療機関との連携体制の構築
- ② ○1(3)⑩協力医療機関との定期的な会議の実施
- ③ ○1(3)②入院時等の医療機関への情報提供
- ④ ○1(4)⑧介護医療院における看取りへの対応の充実
- ⑤ ○1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑥ ○1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑦ ○1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑧ ○1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑨ ○1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑩ ○1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ① 〇 2 (1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的 取組の推進
- ② 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

### 改定事項

- ③ ○2(1)⑧介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ ○2(1)⑪退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑸ ○2(1)∞再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑥ ○2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑪ ○2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑩ ○2(3)②自立支援促進加算の見直し
- **⑲ ○2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し**
- **② 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し**
- ② 3 (1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベース アップ等支援加算の一本化
- ② (2)①テレワークの取扱い
- ② ○3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方 策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ② 3 (2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ② ○3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- **26** 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ② ○4(2)⑥長期療養生活移行加算の廃止

3. (2)短期入所療養介護

## 改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- 1(3)③総合医学管理加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑤訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- **⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★**
- ① 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ② 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ③ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★

## 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:令和6年4月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

### <u>二 (削除)</u>

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護福祉施設サービス
  - 2 介護保健施設サービス

### 3 (削除)

4 介護医療院サービス

	医療院サービー	基本部分		夜勤を行う難員 の勤務条件基準 を満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超 える場合	注 医筋、薬剤筋、 護機 減失、介護機 関門員のの のの は 変が 場合 で は さ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	看護部が基準に 定められた看護 報員の員数に 又 20/100を乗じて は 合	注 常動のユーット リーダーをユニット 毎に配置していな い等コニットケア に割する体制が未 整備である場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 安全管理体制未 実施減算	注 总前者但行防山 這世末更終延直	注 革務縣助計画未 策定議算	注 栄養管理の基準 を満たさない場合	療養環境の基準 (謝下)を満たさな い場合	注 療養環境の基準 (療養室)を満た さない場合	注 夜敷を行う職員 の敷務条件に関 する基準の区分 による加算	注 若年性認知症入 所者受入加算
	(1) [型 介護医療院 サービス費([)	(一) 「型介護院棄助 サービス費(1) く従来型領室> (二) 「型介護佐豪防	要介護1 ( 221 単位) 要介護2 ( 332 単位) 要介護3 ( 1070 単位) 要介護4 ( 1172 単位) 要介護5 ( 123 単位) 要介護2 ( 233 単位) 要介護2 ( 343 単位)														
		(二) 「並介護佐療院 サービス費(※) く多床室> (一) 「並介護佐療院	要介護3 ( <u>1.182</u> 単位) 要介護4 ( <u>1.283</u> 単位) 要介護5 ( <u>1.375</u> 単位) 要介護1 ( <u>7.11</u> 単位) 要介護2 ( <u>220</u> 単位)														
イ 【型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(2) [型 介護医療院 サービス費(II)	(一) ! 型介護吹像院 サービス責(1) く従来型領室> (二) ! 型介護吹像院 サービス責(11) く多床室>	要介護3 ( 1.055 単位) 要介護4 ( 1.155 単位) 要介護5 ( 1.245 単位) 要介護1 ( 2.21 単位) 要介護2 ( 3.30 単位) 要介護3 ( 1.165 単位)														
		(一) 「型介護医療院 サービス費(1) く従来型領室>	要介護3 (1284 単位) 要介護5 (1355 単位) 要介護1 (534 単位) 要介護2 (304 単位) 要介護3 (1039 単位)														
	(3) [型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	<	要介護4 ( 1138 単位) 要介護5 ( 1228 単位) 要介護1 ( 205 単位) 要介護2 ( 314 単位) 要介護3 ( 1148 単位)				×90/100										
		(一) Ⅱ型介護医療院 サービス費(ⅰ) <従来型傷室>	要介護4 ( 1248 単位) 要介護5 ( 1338 単位) 要介護1 ( 675 単位) 要介護2 ( 771 単位) 要介護3 ( 981 単位) 要介護4 ( 1059 単位)														
	(1) II型 介護医療院 サービス費([)	(二) Ⅱ型介護医療診 サービス費(ii) <多床室>	要介護5 ( 149 単位) 要介護7 ( 786 単位) 要介護2 ( 883 単位) 要介護3 ( 1092 単位) 要介護4 ( 1181 単位)														
o I젤	(2) I 型	(一)   型介護医療筋 サービス費(i) <従来型個室>	要介護5 ( 1.261 単位) 要介護1 ( 559 単位) 要介護2 ( 755 単位) 要介護3 ( 363 単位) 要介護4 ( 1.053 単位)														
ロ II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(2) I型 介護医療院 サービス費(II)	(二)    型介護矢療院 サービス費(ii) く多床室>	要介護5 ( 1133 単位) 要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 867 単位) 要介護3 ( 1075 単位) 要介護4 ( 1185 単位) 要介護5 ( 1245 単位)														
	<ul><li>(3) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)</li></ul>	(一) II型介護医療院 サービス費(1) く従来型帽室>	要介護1 ( <u>648</u> 単位) 要介護2 ( <u>743</u> 単位) 要介護3 ( <u>352</u> 単位) 要介護4 ( <u>1642</u> 単位) 要介護5 ( <u>1121</u> 単位)														
	サービス費(Ⅱ)	(二)   型介護医療院 サービス責(目) <多床室>	要介護1 ( 759 単位) 要介護2 ( 355 単位) 要介護3 ( 1.884 単位) 要介護4 ( 1.154 単位) 要介護5 ( 1.234 単位)													1800#	
	(1) [ 型特別 介護医療院 サービス費	(一) 「型特別介護医療院 サービス費(i) く従来型帽室>	要介護1 ( <u>861</u> 単位) 要介護2 ( <u>763</u> 単位) 要介護3 ( <u>888</u> 単位) 要介護4 ( <u>1081</u> 単位) 要介護5 ( <u>1188</u> 単位) 要介護1 ( <u>764</u> 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100		-10/100	<u>1日につき</u> -5単位	<u>−1/100</u>	<u>-3/100</u>	1日につき - 14単位	1日につき -25単位	<u>1日につき</u> -25単位	夜間勤務等看 渡(1) +23単位 夜間勤務等看 渡(1) +14単位	1日/こつき +120単位
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	y CAR	(二) 【型特別介護医療院 サービス費(ii) <多床室>	要介護2 ( <u>369</u> 単位) 要介護3 ( <u>1.091</u> 単位) 要介護4 ( <u>1.166</u> 単位) 要介護5 ( <u>1.271</u> 単位) 要介護1 ( <u>514</u> 単位)													夜間勤務等看 護(工) +14単位 夜間勤務等看 護(IV) +7単位	
	(2) Ⅲ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅱ型特別介護状療院 サービス費(i) く従来型協室>	要介護2 ( 707 単位) 要介護3 ( 305 単位) 要介護4 ( 391 単位) 要介護5 ( 1086 単位) 要介護1 ( 721 単位)													.,	
		(二) Ⅱ型特別介護医療院 サービス費(ii) <多床室>	要介護2 ( <u>314</u> 単位) 要介護3 ( 1012 単位) 要介護4 ( 1096 単位) 要介護5 ( 1172 単位) 要介護1 ( <u>350</u> 単位) 要介護2 ( <u>360</u> 単位)														
	(1) ユニット型 【型介護 医療院 サービス費(I)	(一) ユニット型   型 介護疾療院 サービス費 <ユニット型 関定> (二) 経退のユニット型   型 介護疾療院	要介護3 ( 1199 単位) 要介護4 ( 1300 単位) 要介護5 ( 1392 単位) 要介護1 ( 250 単位) 要介護2 ( 360 単位)														
ニ ユニット 型 [ 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)		(二) 経退的ユニット型 1型 介護皮養的 サービス費 くコニット型 資室的 多床室> (一) ユニット型 1型 介護大療的 サービス費 くコニット型 1型 イン・アン・単質室>	要介護3 ( 1199 単位) 要介護4 ( 1300 単位) 要介護5 ( 1392 単位) 要介護7 ( 340 単位) 要介護2 ( 348 単位) 要介護3 ( 1184 単位)														
	(2) ユニット型 「型介護 医療院 サービス費(Ⅱ)	サービス費 < ユニット型質室>  (二) 経過的ユニット型 ! 型 作優技療施 サービス費 くユニット型質室的 多床室>	要介護4 ( 1.253 単位) 要介護5 ( 1.374 単位) 要介護1 ( 340 単位) 要介護2 ( 348 単位) 要介護3 ( 1.184 単位)				×90/100										
± ¬	<ol> <li>ユニット型Ⅱ型介 &lt;ユニット型側回</li> </ol>	1	要介護4 ( 1.253 単位) 要介護5 ( 1.374 単位) 要介護1 ( 249 単位) 要介護2 ( 351 単位) 要介護3 ( 1.173 単位)														
ポープト 型Ⅱ型 介護医療院 サービス費		Ⅱ 型介護矢療院サービス費 8的多床室>	要介護4 ( 1287 単位) 要介護5 ( 1353 単位) 要介護1 ( 249 単位) 要介護2 ( 251 単位) 要介護3 ( 1173 単位) 要介護4 ( 1267 単位)					×97/100									
	(1) ユニット型 「型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット駆 ] 型 特別小原政策 サービス費 くユニット型質定>	要介護5 ( 1353 単位)  要介護1 ( 230 単位) 要介護2 ( 301 単位) 要介護3 ( 1126 単位) 要介護4 ( 1220 単位) 要介護5 ( 1304 単位)				×90/100										
へ ユニット 別鉄切み種	本家玩 サービス費	(二) 経送的コニット型 ] 型 特別介護医療統 サービス費 マニニット型 償室的 多床室>	要介護1 ( <u>738</u> 単位) 要介護2 ( <u>301</u> 単位) 要介護3 ( <u>1126</u> 単位) 要介護4 ( <u>1220</u> 単位) 要介護5 ( <u>1304</u> 単位) 要介護1 ( <u>308</u> 単位)														
医療院 サービス費 (1日につき)	(2) ユニット型 II 型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット型 II 型 特別介護疾療的 サービス費 <ユニット型 ((室) > (二) 経退的ユニット型 II 型	要介護2 ( <u>304</u> 単位) 要介護3 ( <u>1.114</u> 単位) 要介護4 ( <u>1.205</u> 単位) 要介護5 ( <u>1.234</u> 単位) 要介護1 ( <u>308</u> 単位)														
	, ,,	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型 特別介護医療院 サービス費 くユニット型個室的 多床室>	要介護2 ( <u>304</u> 単位) 要介護3 ( <u>1114</u> 単位) 要介護4 ( <u>1205</u> 単位) 要介護5 ( <u>1284</u> 単位)														

注 外泊時費用				入所者に対して歴句に対する外名を認めた場合。1月に6日を限退として所定単位数に代えて1日につき362単位を単定
注 試行的退所サ	ーピス書			へが加速からしている。 大角では、10世紀に対する域がの資産が最後が、1月につき合称を観光して目につき後の基本を実定 大角では、10世紀に対する域がの資産が最終が発き、1月につき合称を観光して目につき後の基本を実定
注 似们的这所7				へ所で1-301 URSH-331 のMC可が近所を認めた場合、「アドレマの日本版法にして「ローフを000年生を禁止 入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関は30で診療が行われた場合、1月に4日を処産して所定単位数に代えて1日に2を362単位を禁定
	(Н			人所有に対して、毎月的な多数が必要になり、特別数値を到えないと参索が4万れた場合、1月14日を投資として例文半型が1代えて1日につきdt2半型を其文
ト 初期加算			(1日につき +30単位)	
	報知課加算	(18ch±1	回を配度として70単位を加算)	注:   「東京市の東京の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
リ 再入所時栄養	連携加算 (※2)			注: - 東美智の基準を指定されい場合は、算足しない。
		(入所者1人につき1回 a 退所前訪問指導加算	を限度として200単位を加算)	本意言理の条件を指について関する。
		(入所中1回(又は2回 ) 退所後訪問指導加算	可)を限度に、460単位を算定)	
		○ 起所後的同間等別算 (退所後) ○ 退所時指導加算	回を限度に、460単位を算定)	P+
区 退所時	(一) 退所時等指導加 算	· AZIZINGTH · PAZIZIA	(400単位)	。 「所者 & 以行の家 夢等に対して選所後の働義上の指導を行った場合
这所時 指導等加算 (※2)	<i>*</i>	d 退所時情報提供加算	(500単位)	<b>運用後の主地外に対して診察情報、心点の社社、生活性等を提供した場合</b>
		e 退所前連携加算	(250単位)	国际技术服务模型的展现上社上的人身的建设。生活展文本进出上小盟会
	(二) 訪問看護指示加?		(500単位)	注: 「中部・介護支援事業者と選所的の支援権」、情報提供とサービス調整を行った場合
	(-) BOTO II ISCINO (SA	(入所者1人につき1	回を限度として300単位算定)	
ル 協力医療機関	· · 連載加算	(1) 胡泳・絵等を行う体制を学ま 入れる体制を確保している協力医	・路径1、緊急時に入時を受け ・路機関と連携している場合 (1.月につき 50単位を加算)	金額/16.3月31日まで/動は100単位を製む
		(2) 上記以外の協力医療機関と		
☑ 栄養マネジメン	a seem to the		(1月につき 5単位を加算)	PA.
			(1日につき 11単位を加算)	注 業務物の事を添われい場合に、実定しない。 ・
<b>豆 経口移行加算</b>	(*2)		(1日につき 28単位を加算)	注: 「産業管理の基準を指わない場合は、算定しない。
		<ul><li>(一) 経口維持加算(I)</li></ul>	(1月につき 400単位を加算)	注: - 東美音音の基準を指たされい場合又は祭口都行加算を再定している場合は、第定しない。
力 経口維持加算	(*2)		(1月につき 100単位を加算)	<u>と素質可能の基本の記念が、場合に加重します。</u> 他の最終表現「10世紀 ・
		<ul><li>(一) 口腔衛生管理加算(1)</li></ul>	(1月につき 90単位を加算)	
□ 口腔衛生管理.	加算 (※2)			#
夕 療養食加算		八一/ 中配側工管理川界(川)	こここと ここの中国を加井ノ	注 強制疾師の指示を受けた強利衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当線入所者に張る口腔ケアについて、介護階員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
		(1回につき 6年	草位を加算(1日に3回を限度))	
☑ 在宅復帰支援	機能加算(※2)		(10/-04-10#####	
			(1日につき 10単位を加算)	
ン 特別診療費()	(*2)			
ツ 緊急時施設診	療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を程度) イ 特定治療	に、1日につき518単位を算定)	
丞 認知症専門ケ	ア加算	<ul><li>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</li><li>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</li></ul>	(1日につき 3単位を加算)	
→ 課知申チーム・	ケア推進加算	(一) 親知辞チームケア推進加1 (二) 親知辞チームケア推進加1	<u>単(1)</u> (1月につき 150単位を加算)	
		(二) 認知症チームケア推進加算	<del>EVIJ</del> (1月につき 120単位を加算)	
□ 認知症行動・ご	)理症状緊急对5加算			
			り 1日につき200単位を加算)	
△ 重度認知症疾	· 康療養体制加算	(一)重庆设知症疾患癖养体剂力	(1日につき140単位を加算) -5(1日につき40単位を加算)	
立 排せつ支援加	算 (※2)	<ol> <li>(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)</li> <li>(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)</li> </ol>	(1月につき 10単位を加算) (1月につき 15単位を加算)	
		(3) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 20単位を加算)	
並 自立支援促進	加算(※2)			
			(1月につき <u>280</u> 単位を加算)	
∠ 科学的介護推	進体制加算(※2)	<ul><li>(1) 科学的介護推進体制加算(</li><li>(2) 科学的介護推進体制加算(</li></ul>	(1月につき 40単位を加算)	
<b>左</b> 安全対策体制	(加算(※2)		回を限度として20単位を算定)	
ク 高齢者施設等	感染対策向上加算	(A) 京勤者施設等感染対策向。 (2) 京勤者施設等感染対策向。	回を設度として20単位を算定) 上加算(1) (1月につき 10単位を加算) 上加算(1)	
			<u>(1月につき 5単位を加算)</u>	
ヤダ興募製売等	<u>海设格巷豊</u>	(1月に1回 海綿オスミロネ	・弱度として 240単位を算定り	
マ 生産性向上推	<u>進体制加算</u>	(1) 生産作向上推進体制加算( (2) 生産件向上推進体制加算(		
ケ サービス提供は	医制强化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (二) サービス提供体制強化加算	算(I) (I日につき 22単位を加算) 算(II) (1日につき 18単位を加算)	
		(三) サービス提供体制強化加拿	算(II) (1日につき 6単位を加算)	
		(一) 介護職員処遇改善加算(		liž
		(1,J): 12	き +所定単位×26/1000)	病定単位は、イから少までにおり実地に単位数の合計
<ul><li>一 介護職員処遇</li></ul>	改善加算	(二) 介護職員処遇改善加算(]	I)	
		(三) 介護職員処遇改善加算(I	き +所定単位×19/1000) III) き +所定単位×10/1000)	
		(一) 介護職員等特定処遇改善		CONTROL (A) LAND NIMOU F NAMA AN
□ 介護職員等特	定処遇改善加算	(1月につ) (二) 介護職員等特定処遇改善	き +所定単位×15/1000)	原災率位は、4から <u>企</u> までにおり事役 <b>数の</b> 会計
エ 介護職員等べ	ースアップ等支援加算	(1月に5	つき +所定単位×5/1000)	所定单位(4、4から企業でにより再定した単位数の合計
		2月11 波問勘察等愛護加賀		

CURICOR + 研究型 ※ 機動動務条件減算を適用する場合には、機関数務等着機が算を適用しない。 ※ 八及びやを適用する場合には、(※22を適用しない。

	基本資	5 <del>9)</del>		攻動を行う職 員の職務条件 基準を満たさな い場合	利用者の敷設 が入所者の敷 の合計数が入 所者の定員を 超える場合	医療、薬剤師、 者類理具、介 強務員の員数 が基準に実た ない場合	電機師が基準 に定められた者 機能を引き (120/100を表 ア じて終た数余 は 実の場合	常動のユニット リーダーをユ ニッタの下記量 していない等ユ ニッケアにお ける体制が未 整備である場合	<b>土土地以</b>	品面可提供的 主物管业实施 建基	<b>東州安城</b> 東東京城東	療養環境の基 単位下)を調 たさない場合	産業環境の基 年(産業等)を 済たさない場 合	投船を行う職 員の職務条件 に関する基準 の区分による加 第	課知を行動・ 心理会状態を 対応加算	異急短期入 所委入加算	在 新作性認知能 利用者受入如 掌	利用者に対 で連設を行 場合
	(一) I 型力強災機能 知期入所需要 力機費(I)	■ 1型介機変量的 短線入所需要 分構費(1) <従来型値解> 3 1型介機変量的 分類度(2) 本型の機変量 小機変(2) <多皮解>	部介機1 ( 228 単位 配介機2 ( 838 単位 配介機3 ( 1.126 単位 配介機4 ( 1.240 単位 配介機5 ( 1.333 単位 配介機5 ( 1.333 単位 配介機7 ( 1.008 単位 配介機7 ( 1.008 単位 配介機7 ( 1.353 単位 配介機8 ( 1.353 単位 配介機8 ( 1.353 単位															
) I 単介機医療飲知規入所 製造介機更 (1日に0者)	(二) I 學介護而養飲 短期入所養業 介機費(I)	a I 市介情度機能 規則人所機能 介情質(1) 〈従来等価報> 〈従来等価報> 為 I 取介情度機能 知期人用機能 が規模(1) 〈多改策>	要介懐1 ( 288 単版 型介懐2 ( 879 単版 第介帳3 ( 1.112 単版 第介帳4 ( 1.222 単版 第介機1 ( 1.318 単版 第介機1 ( 880 単版 第介機1 ( 880 単版 第介機1 ( 1.334 単版 配介機2 ( 1.334 単版 配介機3 ( 1.334 単版 配介機3 ( 1.334 単版 配介機4 ( 1.334 単版 配介機5 ( 1.334 単版 配介機6 ( 1.334 単版 配介模6 ( 1.334 単版 配介模6 ( 1.334 世 版 配介模6 ( 1.334 世 M 配介模6 ( 1.334 世 M 配介e4 ( 1.334 世 M	000000000000000000000000000000000000000														
	(三) 【母介護医療数 短期入所養養 介機費(目)	■ 1 和介機変換数 知識人所需要 介質更(1) <従来附加額> 3 1和介機変換数 知期人所需要 介護更(1) <多収剤>	要介護2 ( 862 単版 第介護3 ( 1,102 単版 第介護6 ( 1,205 単版 第介護6 ( 1,207 単版 第介護6 ( 862 単版 第介護3 ( 1,216 単版 第介護3 ( 1,216 単版 第介護3 ( 1,216 単版 第介護4 ( 1,317 単版 第介護5 ( 1,409 単版 第介護6 ( 1,409 単版 第介護1 ( 1,409 単版	000000000000000000000000000000000000000			×90/100											
	(一) I等介護医療数 規則人所需益 介護度(1)	a 工程介護医療軟 短級人間療法 介護支(1) <位本型面報> b 工程介護医療軟 短級人間療養 介護支(1) <多保閣>	関介機2 ( 222 単刻 耐介機3 ( 1.044 単刻 単介機3 ( 1.044 単刻 更介機5 ( 1.135 単刻 更介機6 ( 2.127 単刻 更介機1 ( 2.48 単刻 更介機3 ( 1.157 単刻 配介機3 ( 1.157 単刻 配介機4 ( 1.249 単位 配介機4 ( 1.249 単位 配介機5 ( 1.331 単刻 配介機6 ( 1.331 単刻 配介機7 ( 1.331 単刻	000000000000000000000000000000000000000														
<ul><li>ご 日本介積医療的知知人所 資産介積更 (1日につき)</li></ul>	(二) I帶介護医療款 知期入所養蓋 介護費(I)	a I型ク機圧機能 短期及用機能 分機費(1) <信水型調管> 5 I型介機圧機能 短期及用機長 (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	部介護 ( 1.23 単位 部介護 ( 1.20 単位 第介護 ( 1.20 単位 第介護 ( 2.20 単位 第介護 ( 2.20 単位 第介護 ( 2.20 単位 第介護 ( 1.11 単位 第介護 ( 1.14 単位 第介護 ( 1.23 単位 第介護 ( 1.14 単位 第介護 ( 1.23 単位															
	(三) 王至介極宗療能 知期入所需要 介護費(日)	a I等/情医療飲 短期人用療養 分類費(1) <従本型領密> 5 I等/情医療飲 知識人用療養 分類費(1) <多皮容>	部介護 (											18000				
() 的紹介德医療助照期入所 療施力健康 (1 日にの参	(一) I 至物制 介機医療院 知識及所 介機費	■ 1 形物別介機既療施 知識及入所療養 介機費() く従来的協能> 3 1 形物別介機医療的 知識及の原産 介機費() く多政策>	部介機2 ( 821 単位 部介機3 ( 1.051 単位 部介機5 ( 1.152 単位 配介機5 ( 1.236 単位 配介機5 ( 2.22 単位 配介機5 ( 1.26 単位 配介機3 ( 1.166 単位 配介機5 ( 1.26 単位 配介機5 ( 1.26 単位 配介機6 ( 1.26 単位 配介機6 ( 1.26 単位 配介機7 ( 1.26 単位 配介機7 ( 1.26 単位 配介機7 ( 1.26 単位 配介機7 ( 1.26 単位	1日に2章 -25単位	×70/100	×70/100	×90/100		=1/100	<u>=1∠100</u>	<u>=1∠100</u>	1日1一港 25単位	1日1つ後 - 25単位	製工業務等等 (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)	1.000年 +200年 (7日間を設 度)	1月につき +80単位 (7日(やむを 森ない事情 がある場合 は14日)を 仮産)	1日につき +120単位	片道1: +184
	(二) I 至物別 介護医療院 知識入所養養 介護費	■ I型特別介護医療的 知識及入所需義 介護費() く従来型領地> 3 I型特別介護医療的 知識及人用需義 介護費() く多改率>	要介護2 ( 264 単位 留介護3 ( 952 単位 国介護4 ( 1054 単位 国介護6 ( 1132 単位 配介護2 ( 873 単位 配介護2 ( 873 単位 配介護3 ( 1076 単位 配介護4 ( 1118 単位 配介達5 ( 1240 単位 配介達5 ( 1240 単位															
<ul><li>) ユニ州型 I 型介機医療院 短期入所養養介機費 (1日にお替</li></ul>	(一) ユニが型 I を 介護医療院 知識入所 養業介護業(I)	ユニケ祭 1 型 介質原館の知期入 郵差介護費 ベニンサを報ぎン      新述的ユニケ形 1 型 介質原館の知期入 新述のユニケ形 1 型 介質原館の知期入      新述のユニケ形を報ぎ ベニニケルを報ぎ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要介機2 ( 1.023 単位 要介機3 ( 1.288 単位 要介機4 ( 1.371 単位 要介機5 ( 1.464 単位	000000000000000000000000000000000000000														
(13.00)	(二) ユニが根 I 数 介護医療院 知恵入所 養著介護養(目)	ユニが表し数 介質技術的知識人 概念 (ユニがを動物)     はユニがを動物)     は温的ユニが相互な 介質技術的知識人 原金に対象を対象を (ユニがを動物)     はこのが表現的 多球形)     はこのが表現的     は、このでは、     は、     は、    は	関介機2 ( 1.011 単刻 別介機3 ( 1.252 単刻 別介機3 ( 1.352 単刻 別介機5 ( 1.455 単刻 別介機1 ( 9.01 単刻 副介機3 ( 1.202 単刻 副介機3 ( 1.202 単刻 副介機4 ( 1.353 単刻 副介機5 ( 1.445 単刻 別介機7 ( 1.445 単刻				×90/100											
<ul> <li>コニ分型目取分類医療院 規定人所養量介護費 (1回じつき)</li> </ul>	<ul><li>(一) ユニが型目取り機関連 商業分類を ベコニが配面率&gt;</li><li>(二) 経過的ユニット等 I 型が 機関が建設 ベコニット型 配数的多点</li></ul>		要介護2 ( 1014 単純 変介護3 ( 1241 単純 変介護5 ( 1.424 単純 変介護6 ( 1.424 単純 変介護1 ( 1014 単純 変介護3 ( 1.241 単純 変介護3 ( 1.241 単純 変介護6 ( 1.337 単純 変介護6 ( 1.424 単純					×97/100										
() ユニ州學等証介機医療院 規則入所修業介機費 (1日につき)	(一) ユニが原 I 取物別 介護医療数 短期人所 産業介護費	<ul> <li>&lt;コニ外型製剤&gt;</li> <li>経過的ユニ外型 I 型 物別介強医療数 規制入所療養介施 受 &lt;ユニ外型製剤的 多成剤&gt;</li> </ul>	要介積4 ( 1289 単位 要介積5 ( 1376 単位	000000000000000000000000000000000000000			×90/100											
(Marse)	(二) ユニ・小型 I 和特別 介護医療政 知恵入所 療養介護費	製剤人門需要介護 (ユニが原動物) 3 額湯的ユニが削まの 対剤が開放機能 製剤人門需要介護 (一) 3時間似上の際間 (一) 3時間似上の際間	要介機2 ( <u>968</u> 単位 国介機3 ( <u>1181</u> 単位 国介機5 ( <u>1273</u> 単位 安介機5 ( <u>3356</u> 単位 安介機2 ( <u>867</u> 単位 安介機2 ( <u>868</u> 単位 安介機2 ( <u>368</u> 単位 安介機3 ( <u>1181</u> 単位 安介機4 ( <u>1273</u> 単位 安介機5 ( <u>1356</u> 単位															
<ol> <li>特定介護医療妨照期入所養</li> <li>口腔連携強化加算</li> </ol>	<b>建基介推</b> 费	(二) 4時間以上6時間 (三) 6時間以上8時間	未満 ( <u>1.316</u> 単位	<u> </u>													+60単位	
② 療養食加算			日単位を加算(1月に1回を概度) 日単位を加算(1月に3回を概度)	ī														
<ul><li>(2) 緊急功施設診療費</li></ul>	イ 景島時治療管理 ロ 特定治療		歳に、1日につき618単位を算定	4														
11) 既如症専門ケア 加算	(一)協知企事門ケア加算( (二)協知企事門ケア加算(	I)	(1日につき 3単位を加算 (1日につき 4単位を加算	3														
2)重度認知症疾患 療養体制加算	(一)重度額知症疾患療養 (二)重度額知症疾患療養	要介護3 要介護3 体制加等(TI)	2 (1日につき140単位を加算 4-5 (1日につき40単位を加算 2 (1日につき200単位を加算	3														
③) 特別診療費 (※2)		前介護1- 要介護3-a	2 (1日につき200単位を加算 -5 (1日につき100単位を加算	1														
4)生産性向上 推進体制加算	(一) 生康性由上推進体 (二) 生康性由上推進体	HZOM(I)	[1月につき 100単位を加算	2														
	(二) 生産性的上種選集機 (一) サービス提供体制機		(1月につき 10単位を加業	2														
<ul><li></li></ul>	(二) サービス提供体制機		(1日につき 22単位を加算 (1日につき 18単位を加算															
	(三) サービス提供体制強		(1日につき 6単位を加算	)			,											
<ul><li>(3) 介護職員処遇改善</li></ul>	<ul><li>(一) 介護職員奶婆收替加</li><li>(二) 介護職員奶婆收替加</li></ul>	(1.81)	つき +所定単位×26/1000	注 所定単位は、(* 敷の合計	1)から(15)までに	お算定した単位												
(B) 介護職員処遇改善 加算	<ul><li>(三) 介護職員処遇収容別</li><li>(三) 介護職員処遇改等別</li></ul>	(1月) (工) (工)	つき +所定単位×19/1000															
<ul><li>② 介護職員等特定 奶酒改善加算</li></ul>	(一) 介護職員等特定処理		つき +所定単位×10/1000 つき +所定単位×15/1000		1)#6(1 <u>5</u> )##:	29算定した単位												
2025年周算	(二) 介護職員等特定処理	(1) 英加奈加	つき +所定単位×15/1000 引につき +所定単位×11/1000															
B) 介護職員等ペース アップ等支援加算			=つき +所定単位×5/1000	700	1)から(15)までに	約算定した単位												
	·						。 专定组到改善加拿	「及び「介護職	異等ベースア	ップ等支援加	算」は、支給運	度額管理の対	象外の算定項	В				

		基本部分			夜動を行う職 長の動務委 料送業を満た さない場合	利用者の数 及び合名の 設別の者名の 製の者名が 人員を 組える場	月 医師、豪刺 医師、夏神雄 員の言葉を のいまれない。場 ない。 ない。 は の の の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	着機師が基準に変わられ、 た着機能量の 員数に 又20/100を乗 は、近年後数末 満の場合	注 常数のユニッ ドリーダーをユ ニット側に配 置していない 参ユニットウ アにおける体 が水準を備で ある場合	注 身体的支票 止于享受量 董	# 完的名意然 后山过 <del>重工</del> 安生就算	等 業務級終計 憲法宣言語 並	寮長環境の 基準(度下)を 満たさない場合	度 養養環境の 基準(療養 受)を責化さ ない場合	在 変動を行う職 員の関する基 他に区分によ る加算	注 施知症行動 心理症状験 急対応加算	注 若年性限知 作利用者 入加算	利用者: 於 で送起を打 場合
		a [型介護医療院介護予防短期人所 療養介護費(I) 〈従来型領室〉	要支援1(															
	(一) [型介護 医療院介護 予防知期入所 療養介護費 (I)		要支援2( 要支援1(	_														
		b 1型介護医療院介護予訪短期人所 療養介護費(ii) <多味堂>	要支援2(	827 単位)														
) [型介題	(二) [整介護_	a [型介護医療院介護予助短期入所 意養介護費(i) <往來型偏室>	要支援1 ( 要支援2 (	_														
1) [型介護 医療物介護 予防短期人所 業養介護費 (1日につき)	(二) [型介理 医療能介理 予防知期人所 療養介護費 (3)	b 1型介護医療院介護予防短期人所 療養介護費(ii) 〈多味室〉	要支援1(															
			要支援2 ( 要支援1 (	_														
	(三) [章介護 医療統介護 予防知期入所 被養介護費 (2)	a [型介護医療院介護予助短期人所 療養介護費(I) <従来型備室>	要支援2(	_				×90/100										
	(II)	b 1型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 要支援2 (	_				X 807 100										
		a I型介護医療院介護予防短期入所	要支援1(															
	(一) I型介理 医療院介理 予防知期入所 療養介理費 (I)	療養介護費(I) <従来型偏室>	要支援2(															
	(1)	b II型介護医療院介護予助短期入所 疲養介護費(II) 〈多体室〉	要支援1 ( 要支援2 (	_														
2) [聖介謝	(-) Tay 678	a II型介護原療院介護予訪短期入所 療養介護費(i) 《従來型報室》	要支援1(	_														
2) 王型介護 医療物介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(二) I型介護 医療能介護 予防知期入研 療養介護費 (I)		要支援2 ( 要支援1 (															
		b II型介護医療院介護予訪短期入所 療養介護費(II) <多床室>	要支援2(	_														
	(三) [型介護 医療能介護	a II型介護医療院介護予訪知期入所 意養介護費(i) <従來型偏室>	要支援1 ( 要支援2 (	_														
	(三) II 型介護 医療股介機 予助知期入所 療養介護費 (目)	b II型介護医療院介護予防短期人所 療養介護費(II) <多床室>	要支援1(	_														
			要支援2 ( 要支援1 (	_											1日につき 夜間動器等			
	(一) 【型特別 介護医療院 介護予防 服第入所 療養介護費	a [型特別介護医療院介護予防短期人所 療養介護費(i) <従来型領室>	要支援2(	679 単位)				×90/100							看護(1) ∓23単位	101-08		
	短期入所 療養介護費	b 1型特別介護医療院介護予防規期入所 療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 要支援2 (	_	<u>1日につき</u> -25単位	×70/100	×70/100			<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	<u>=1/100</u>	1月につき -25単位	<u>1日につき</u> -25単位	夜間動務等 看護(II) +14単位 夜間動務等	1日につき +200単位 (7日間を 服度)	1日につき +120単位	片道に +1349
3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)		a II型特別介護医療院介護予防短期入所	要支援1(	_											夜間動務等 著據(II) +14単位 夜間動務等 著據(N) +7単位			
	(二) 日型特別 介護医療物 介護予防 短期人所 療養介護費	療養介護費(I) <従来型偏室>	要支援2 ( 要支援1 (	_											+7単位			
	原委介膜實	b II型特別介護医療院介護予防短期人所 療養介護費(II) <多床室>	要支援2(	_														
	(一) 크드카ջ [화수별	a ユニット型 「型介護医療院介護予防 地部入所療養介護費 <ユニット型領室>	要支援1(	_														
	(一) ユニット型 「型介護 医療院介護 予切知知人所 変美介護費 (())	b 経過的ユニット型 I 型介護医療院介護予 放	要支援2( 要支援1(															
4) ユニット型 「型介理 医療勢介理 予助策能人所 教養介理費 (1日につき)		20 短期入所療養介護費 <ユニット型個室的多床室>	要支援2(	_														
厳務介護費 (1日につき)	(二) ユニット型 「型介護 医療統介護予	a ユニット型 「型介護医療競介護予防 短期入所療養介護費 ベユニット型報室>	要支援1 ( 要支援2 (															
	坊 短期入所養養 介護費(I)	b 経過的ユニ外型 I 型介護医療院介護予 防 短期入所養養介護費 ベユニ外型関率的多床室>	要支援1(	_				×90/100										
			要支援2 ( 要支援1 (	_														
5) ユニット型	(一) ユニットを II 型 疲養介護費 くユニット型係	介護医療院介護予助短期入所 室>	要支援2(	_														
5) ユニット型 王型介介機 医療知能 医療知能 変数 (1日につき)	/_1 ##*### 11		要支援1(						×97/100									
	(一) 配送のユーアー 無養介護費 くユニット型備	型 I 型介護医療院介護予防短期入所 室的多床室>	要支援2(	856 単位)														
		a ユニット型 「 至特別介護医療院介護予防 規則入所養養介護費 <ユニット型信室>	要支援1(	643 単位)														
	(一) ユニット型 「型特別介護 医療脱介護 予防知期人所 療養介護費		要支援2( 要支援1(	_				×90/100										
5) ユニット型 特別介護 医療統介護予防 短別入所療養 介護費 (1日につき)		b 経過的ユニッ型 I 型特別介護医療院 介護予防知期人所療養介護費 ベユニッ型機室的多定室>	要支援2(	<u>799</u> #44)														
介護費 (1日につき)	(二) ユニット型 日本教会(本語	a ユニ外型Ⅱ型特別介護医療院介護予防 短期人所需要介護費 <ユニット型個室>	要支援1( 要支援2(	_														
	(二) ユニット型 日本特別介護 医機能分類 予防知期費	b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院 介護予防知期人所療養介護費 <ユニット型関率的多床室>	要支援1(	_														
7) 日詩連續確化 8	g#	〈ユニ外型製薬的多水薬> (1回につき )	要支援2 ( 50年位(1月):	814 単位) 1回を設度))														L
8) 療養食削算		(1節につき 8単位	2老知算(1日)に	3回を限度))														
9)緊急時期投營營	# <b>#</b>	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に ロ 特定治療	.1日につき51E	単位を算定)														
LE) 認知症専門ケ	ア加算	(一)認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3	単位を加算)														
<ul><li>二) 特別診療費(</li></ul>		(二) 銀知症専門ケア加算(目)	(1日につき 4	単位を加算)														
2) 生產性向上推		(一) 与宣传由于养殖体学和第(L) (1	<u> Acos 100</u>	単位表の第)														
21 与条件图 1 推	- HEILE	(一) 生產性由上營運体率:m算(目) (一) サービス提供体制強化加算(目)	18008-10	単位表的第)														
L3) サービス提供は	本制強化加算	(二) サービス提供体制等化的算(11)	1日につき 22 1日につき 18															
		<ul><li>(一) 介護職員処路改善加算(I)</li><li>(1月につき)</li></ul>	(1日につき 6 +所定単位×	26/1000)	注 新定単位は 1	(1)&&( <u>1</u> 3)#1	のにより算定した											
(4) 介護職員弘惠	改善加算	(一) 介護機関がおお茶の美(川) (二) 介護機関がおお茶の美(川) (川につき (三) 介護機関がおお茶の美(川) (1川につき (1川につき	土房定準収×	19/1000)	単位数の合計		.,,,,,,,,,,											
			+所定単位×	10/ (000)				1										
か か 直接 直接 を ( )	定処遇改善加算	<ul><li>(一) 介護職員等特定処遇改置加算(1) (1月につき (二) 介護職員等特定処遇改置加算(II) (1月につき</li></ul>	+所定単位× +所定単位×	15/1000)	注 所定単位は、 単位数の会と	1)\$46(13)\$7	けにより算定した											

<sup>:「</sup>深急毒地設診療養」、「特別診療養」、「特別診療養」、「サービス提供体制鉄化加算」、「介護職員処理・普加算」、「介護職員等等定処理を普加算」及び「介護職員等ペースアップ等支援加算」は、支給指度報管理の対象外の算定項目

 社保審一介護給付費分科会

 第 239 回 (R6.1.22)
 幣間書別紙

# 令和6年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1-1:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙1-2:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 [令和6年6月施行] 別紙1-3:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 [令和7年8月施行] 別紙2-1:指定施設サービス等する費用の額の算定に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙3-1:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙3-2:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙4-1:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙4-1:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙5-1:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年4月施行] 別紙5-1:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年6月施行] 別紙5-2:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年6月施行] 別紙5-2:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和6年6月施行] 別紙5-2:指定が護予防サービスに要する費用の額の算に関する基準 [令和7年8月施行]

【令和6年4月施行】 別紙6一2:指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 【令和6年6月施行】

別紙フ : 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】 別紙8 : 附則

[参考資料]

参考 1 : 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成 11年厚生省告示第 94号) [令和 6年 4 月施行]

参考 2 : 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員の基準並びに通所介護者名 : 護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号) [令和6年4月施行]

参考3 : 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号) [令和 6 年 4 月施行]

参考4 :厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数(平成 12 年厚生省告示第 30 号)[令和6年4月施行]

参考5-1: 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大 臣が定めるところにより算定した費用の額(平成 12 年厚生省告示第 38 号)【令和 6年4月施行】

参考5-2 : 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大 臣が定めるところにより算定した費用の額(平成 12 年厚生省告示第 38 号)【令和6年6月施行】 7年8月施行】 参考6 :厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の

基準(平成12年厚生省告示第99号) [令和6年4月施行] 参考フ : 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成

12 年厚生省告示第 123 号) [令和6年4月施行] 参考 8 : 厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年厚生省告示第 124 号) [令和6年4月施行]

参考9-1:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成 17 年厚生労働省告示第 412 号)[令和6年4月施行]

参考9ー2:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成 17 年厚生労働省告示第 412 号)[令和6年8月施行]

参考9一3:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況

- その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成 17 年厚生労働省告 示第 412 号) 【令和 7 年 8 月施行】
- 参考10-1:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成 17 年厚生労働
- 参考10-2:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成 17 年厚生労働 省告示第 414 号) [令和6年8月施行]
- 参考10一3:介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成 17 年厚生労働
- : 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における 居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働
- 大臣が定める費用の額(平成 17 年厚生労働省告示第 416 号)【令和6年8月施行】 :介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平 参考12
  - 参考13-1:居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年 成 17 年厚生労働省告示第 418 号) [ 令和 6 年 8 月施行]
    - -2:居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年 厚生労働省告示第 419 号)【令和6年4月施行】 参考13
      - 厚生労働省告示第 419 号) [令和7年8月施行]
- : 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成 18 年厚生労働省 告示第 263 号) [ 令和 6 年 4 月施行] 参考14
  - 一1:厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部 サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当 該サービスの単位数並びに限度単位数(平成 18 年厚生労働省告示第 165 号) [ 令 和6年4月施行】 参考 15
- 一2:厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部 サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当 該サービスの単位数並びに限度単位数 (平成 18 年厚生労働省告示第 165 号) [ 令 和6年6月施行】 参考 15
- ・介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準 成 18 年厚生労働省告示第 267 号) [ 令和 6 年 4 月施行] 参考16
- : 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手 順 (平成 18 年厚生労働省告示第 268 号) [令和6年4月施行] 参考17
- 1:厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83 号) [令和6年4月施行] **参考18**
- 1:厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)【令和 6 年 4 号) [令和6年6月施行] 参考19

- 2:厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83

- 参考19-2:厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号) [ 令和6年6
- $\mathcal{C}$

- : 厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成 27 年厚生労働省告示第 93 号) [ 令和 6 年4月施行】 参考20
- 参考21一1:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成 27 年厚生労働省告示第 94 号)【令和6年4月施行】
- 参考21-2:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成 27 年厚生労働省告示第 94
- 参考21一3:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成 27 年厚生労働省告示第 94 号) [令和6年6月施行]
- 参考22-1:厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) [令和6年4月 号)【令和7年8月施行】
- 参考22-2:厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号) [令和6年6月
- 参考23-1:厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年厚生労働省告示第 96 号)【令和6年 4月施行]
- 参考23-2:厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年厚生労働省告示第 96 号)【令和6年 6月施行】
- 参考23-3:厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年厚生労働省告示第 96 号)【令和7年 8月施行】
- :経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及 び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成 参考24
- :経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び 20 年厚生労働省告示第 312 号) [ 令和6年4月施行] 参考25
- **介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針**(平成 20年 厚生労働省告示第 509 号) [令和6年4月施行]
- 会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社 人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成 24 年厚生労働省告示第 507 号) 参考26

## 別紙1-1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

た単位数の1000の19に相当する単位数	
単位数の1000の19に相当する	7数
単位数の1000の19に相当する	单位
単位数の1000の19に相当、	10
単位数の1000の19に相	4
単位数の1000の1	温
単位数の1000の1	が
単位数の1000	_
単位数(	0
単位数(	000
単位数(	71(
_	$\sim$
_	1
た	_
	た

- (1)から(7)までにより算定 た単位数の1000分の10に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(11)
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する 利用者に対し においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 こ届け出た指定短期入所療養介護事業所が、
- 一] 介護職員等特定処遇改善加算(1) [1)から(7)までにより 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- **介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ** (1)から(7)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- 介護職員等ベースアップ等支援加算
- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 より算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定 、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までに に届け出た指定短期入所療養介護事業所が 単位数に加算する。
- 介護医療院における短期入所療養介護費
- (1) I型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

介護医療院における短期入所療養介護費

(→) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(I)

I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

要介護2

要介護1

要介護3 要介護 4

:= :=

要介護 5

⊴.

- a I型介護医療院短期入所療養介護費(i) (→) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
- 要介護2 要介護 1

778単位 893単位

762単位 874単位

> 要介護3 要介護4 .≥ :□ :⊟

> > 240単位 1,333単位

136単位

要介護 5

,214単位 1,305単位

,112単位

	875単位	985単位	1,224単位	1,325単位	1,416単位			752単位	861単位	1,096単位	1,197単位	1,287単位		862単位	972単位	1,207単位	1,306単位	1,396単位			736単位	845単位	1,080単位	1,180単位	1,270単位		846単位	955単位	1,190単位	1 000 出
D 1 至// 谩 医焦 元 起 为 人	1 要介護 1	ü 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	<ul><li>(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)</li></ul>	a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	i 要介護2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	<ul><li>(三) 1型介護医療院短期入所療養介護費(四)</li></ul>	a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護 1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	***
	894単位	1,006単位	1,250単位	1,353単位	1,446単位			768単位	879単位	1,119単位	1,222単位	1,314単位		880単位	993単位	1,233単位	1,334単位	1,426単位			752単位	863単位	1,103単位	1,205単位	1,297単位		864単位	975単位	1,215単位	
D 1 尘儿.	1 要介護 1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護4	v 要介護5	<ul><li>(二) 1型介護医療院短期入所療養介護費(II)</li></ul>	a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	b I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	II. 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	<ul><li>(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)</li></ul>	a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	b I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	

1,380単位	日に (i)	716単位	812単位	1,022単位	1,111単位	1,192単位	( <u>ii</u> )	828単位	925単位	1,133単位	1,223単位	1,303単位		(i)	700単位	796単位	1,006単位	1,094単位	1,175単位	( <u>ii</u> )	811単位	908単位	1,117単位	1,207単位	1,287単位	(i)	(11)
v 要介護5	(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日 (+) II型介護医療院短期入所療養介護費(1) a II型介護医療院短期入所療養介護費(1)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	<ul><li>(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)</li></ul>	a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	<ul><li>(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(二)</li><li>3 II型介護医療院短期入所療養介護費(三)</li></ul>	
1,409単位	(m)	731単位	829単位	1,044単位	1,135単位	1,217単位		846単位	945単位	1,157単位	1,249単位	1,331単位			715単位	813単位	1,027単位	1,117単位	1,200単位		828単位	927単位	1,141単位	1,233単位	1,314単位		
v 要介護 5	<ul><li>(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)</li><li>(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)</li><li>a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)</li></ul>	1 要介護 1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護4	v 要介護5	(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護4	v 要介護 5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護 1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護4	v 要介護 5	<ul><li>(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(皿)</li><li>3 II型介護医療院知期入所療養介護費(三)</li></ul>	

_																															
	785単位	994単位	1,083単位	1,163単位		800単位	897単位	1,106単位	1,196単位	1,275単位	(H)			702単位	804単位	1,029単位	1,123単位	1,210単位		805単位	910単位	1,132単位	1,228単位	1,313単位			656単位	748単位	947単位	1,032単位	1,108単位
1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護 1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護 4	□ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼	(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき	<ul><li>付 Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</li></ul>	a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ü 要介護 2	ii 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	<ul><li>II 型特別介護医療院短期入所療養介護費</li></ul>	a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(1)	1 要介護1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5
	802単位	1,015単位	1,106単位	1,188単位		817単位	916単位	1,129単位	1,221単位	1,302単位	(4)			717単位	821単位	1,051単位	1,147単位	1,236単位		822単位	929単位	1,156単位	1,254単位	1,341単位			670単位	764単位	967単位	1,054単位	1,132単位
1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護4	v 要介護5	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護1	ii 要介護 2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護5	(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	<ul><li>(→) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費</li></ul>	a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護1	ü 要介護2	iii 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護5	b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護4	v 要介護 5	<ul><li>二型特別介護医療院短期入所療養介護費</li></ul>	a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	1 要介護 1	ii 要介護 2	<b>二 要介護3</b>	iv 要介護4	v 要介護 5

療養介護費(ⅱ)	762単位	855単位	1,054単位	1,137単位	1,214単位	所療養介護費 (1日につ		<b>人所療養介護費</b> [I]	朝入所療養介護費	892単位	1,002単位	1,242単位	1,343単位	1,434単位	ト型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	892単位	1,002単位	1,242単位	1,343単位	1,434単位	人所療養介護費[1]	朝入所療養介護費	882単位	990東位	1,226単位	1,325単位	1,415単位	ト型I型介護医療院短期入所療養介護費	882単位	
b II型特別介護医療院短期入内療養介護費(ii)	1 要介護1	i 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	(和	(−) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b 経過的ユニット型 I 型介護医療	i 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	(二) ユニット型 1 型介護医療院短期入所療養介護費(正)	a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b 経過的ユニット型 I 型介護医療	1 要介護 1	#1 * 1
ト護費(II)	778単位	873単位	1,076単位	1,161単位	1,240単位	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		衰養介護費(I)	<b></b>	911単位	1,023単位	1,268単位	1,371単位	1,464単位	豆期入所療養介護費	911単位	1,023単位	1,268単位	1,371単位	1,464単位	療養介護費(II)	<b></b>	901単位	1,011単位	1,252単位	1,353単位	1,445単位	短期入所療養介護費	901単位	
型特別介護医療院短期人内療養介護費(1)						ト型 I 型介護医療院短期入所療養介護費		ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	ユニット型 I 型介護医療院短期入月						ト型I型介護医療院						ユニット型 1 型介護医療院短期入所療	ユニット型I型介護医療院短期入房						ト型 I 型介護医療院		
b II 型特別介護	i 要介護1	ï 要介護2	Ⅲ 要介護3	iv 要介護4	v 要介護5	(4) ユニット型 I 型介	(か)	(一) ユニット型 Ⅰ 彗	a ユニット型I	1 要介護1	ii 要介護2	Ⅲ 要介護3	iv 要介護4	v 要介護 5	b 経過的ユニッ	i 要介護1	ii 要介護2	Ⅲ 要介護3	iv 要介護4	v 要介護5	(二) ユニット型 I 彗	a ユニット型I	i 要介護1	ii 要介護2	Ⅲ 要介護3	iv 要介護4	v 要介護 5	b 経過的ユニッ	1 要介護1	

1,226単位	1,325単位	1,415単位	「 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		\所療養介護費	891単位	993単位	1,215単位	1,309単位	1,394単位	<b>启短期入所療養介護費</b>	891単位	993単位	1,215単位	1,309単位	1,394単位	<b>F療養介護費(1日につ</b>		豆期入所療養介護費	<b>完短期入所療養介護費</b>	841単位	943単位	1,168単位	1,262単位	1,347単位	雙医療院短期入所療養介		841単位	943単位	1,168単位
ü 要介護3	iv 要介護 4	v 要介護 5	(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	(n)	(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	a 要介護1	b 要介護2	c 要介護3	d 要介護4	e 要介護5	(二) 経過的ユニット型 II 型介護医療院短期入	a 要介護1	b 要介護2	c 要介護3	d 要介護4	e 要介護5	(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費	(n)	(→) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型 1 型特別介護医療院短期入所療養介護費	1 要介護1	ii 要介護 2	ü 要介護3	iv 要介護 4	v 要介護5	b 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院短期	護費	1 要介護1	ii 要介護 2	iii 要介護 3
1,252単位	1,353単位	1,445単位	護費 (1日につ		療養介護費	910単位	1,014単位	1,241単位	1,337単位	1,424単位	期入所療養介護費	910単位	1,014単位	1,241単位	1,337単位	1,424単位	護費(1日につ		入所療養介護費	[期入所療養介護費	859単位	963単位	1,193単位	1,289単位	1,376単位	療院短期入所療養介		859単位	963単位	1,193単位
ü 要介護3	iv 要介護 4	v 要介護 5	(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費	(w	(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養	a 要介護1	b 要介護2	c 要介護3	d 要介護 4	e 要介護 5	(二) 経過的ユニット型 II 型介護医療院短期入	a 要介護 1	b 要介護2	c 要介護3	d 要介護 4	e 要介護5	(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費	(和	(一) ユニット型 1 型特別介護医療院短期入所)	a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入	1 要介護1	ii 要介護 2	ii 要介護 3	iv 要介護 4	v 要介護 5	b 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院	護費	i 要介護 1	ii 要介護 2	iii 要介護 3

<u>51</u>

	1,262単位	1,347単位	<b>所療養介護費</b>	人所療養介護費	849単位	946単位	1,156単位	1,247単位	1,326単位	院短期入所療養介		849単位	946単位	1,156単位	1,247単位	1,326単位	670単位	928単位	1,289単位					
<ul> <li>iv 要介護4</li> <li>v 要介護5</li> <li>i 要介護4</li> <li>a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介 i 要介護1</li> <li>ii 要介護2</li> <li>iii 要介護4</li> <li>iii 要介護4</li> <li>iii 要介護5</li> <li>iii 要介護5</li> <li>iii 要介護5</li> <li>iii 要介護4</li> <li>iii 要介護5</li> <li>iii 要介護4</li> <li>iiii 要介護5</li> <li>iiii 要介護5</li> <li>iiiii 要介護6</li> <li>iiii 要介護6</li> <li>iiii 要介護5</li> <li>iiii 要介護6</li> <li>iiiii 要介護6</li> <li>iiiiii 要介護6</li> <li>iiiiii 要介護6</li> <li>iiiiiii 量子額6</li> <li>iiiiiii 量子3単位数を所定単位数から減算する。</li> <li>iiiiiii 量生労働大臣が定める基準6</li> <li>iiiii 世労働大臣6</li> <li>iiiiii 世労働大臣6</li> </ul>					1 要介護1						護費	要介護					(-) 3時間以上4時間未満			ر ج	(新設)		(新設)	
○	1,289単位	1,376単位	F療養介護費	、所療養介護費	867単位	966単位	1,181単位	1,273単位	1,354単位	<b>尧短期入所療養介</b>		867単位	966単位	1,181単位	1,273単位	1,354単位	684単位	948単位	1,316単位		さい場合は、 の100分の1	労働大臣が定め	1 2	労働大臣が定め
					1 要介護1				要介護		護費							(二) 4時間以上6時間未満			別に厚生労働大臣が定める基準を対 体拘束廃止未実施減算として、所定 相当する単位巻を所定単位巻から神(	<u>ロコノミエニ※とのたエニジャラのオイン</u> 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労 る基準第三十九号の三の二【参考22-1】	別に厚生労働大臣が定める基準を満 齢者虐待防止措置未実施減算として、 01に相当する単位数を所定単位数か	「別に厚生労働大臣が定める基準」

る基準第三十九号の三の三【参考22-1】

務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 相当する単位数を所定単位数から減算する。

=厚生労働大臣が定め る基準第三十九号の三の四【参考22-1】 「別に厚生労働大臣が定める基準」 \*

 $\frac{6}{2}$ 

別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日 (利用者の日 常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情があ る場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定 単位数に加算する。ただし、<u>注 9</u>を算定している場合は、 算定しない

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知 事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定 短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に 対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知 症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日に つき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単 位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を算定している場合は、 定しない。

(盤)  $\underline{12} \cdot \underline{13}$ 

ビス(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サー 注1及び注8 <u>注1及び注8</u>の規定による届出に相当する介護医療院サー 14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、 ビスをいう。)に係る届出があったときは、 の規定による届出があったものとみなす。

(盤)  $\frac{4}{6}$ 

常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情があ 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス 計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入 所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算 として、利用を開始した日から起算して7日 (利用者の日 る場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定 単位数に加算する。ただし、<u>注6</u>を算定している場合は、 算定しない

事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知 短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に 対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知 症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1月に つき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単 輝 位数に加算する。ただし、<u>注6</u>を算定している場合は、 定しない。

(盤)  $\frac{9}{10} \cdot \underline{10}$ 

輝

ビス(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サー 注1及び注5 注1及び<u>注5</u>の規定による届出に相当する介護医療院サー 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、 ビスをいう。)に係る届出があったときは、 の規定による届出があったものとみなす。

(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所 療養介護事業所については、<a>(3)</a>は算定しない。

13 本(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入

(室)

12

所療養介護事業所については、⑫は算定しない。

口腔連携強化加算

50単位

口腔の健康状態の評 療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報 都道府県知 老健局長が定める様式による届出を行った指定 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし 1月に1 利用者の同意を得て、 提供を行ったときは、口腔連携強化加算として 電子情報処理組織を使用する方法により 短期入所療養介護事業所の従業者が、 回に限り所定単位数を加算する。 価を実施した場合において、 事に対し

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定め る基準第三十九号の六【参考22-1】 **※** 

(盤)  $(9) \sim (13)$  生產性向上推進体制加算

電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知 事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定 短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短 期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に 従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし 次に掲げるその他の加算は算定しない てばて

生産性向上推進体制加算[])

100単位 10単位

生産性向上推進体制加算(II)

=厚生労働大臣が定め る基準第三十九号の七において準用する第三十七号の三【参 「別に厚生労働大臣が定める基準」 ×

(盤)  $(8) \sim (12)$ 

(新設)

## (15) (民文)

## 6 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(<u>16)まで</u>により算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(10までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算(三) (1)から<u>切まで</u>により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

## <u>(1)</u> 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処 理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健 局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介 護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか の加算を算定している場合においては、次に掲げるやの他 の加算を算定しない。
- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1)から<u>切まで</u>により 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(II)までにより

算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

## (13) (限)

## <u>14</u> 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理 組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局 長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護 事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護 場合は、当該基準に掲げる区分に従い、合和6年3月31日 までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (+) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から<u>(13)まで</u>により算定し た単位数の1000分の26に相当する単位数
- (ゴ) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(三) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

# [5] 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処 理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健 局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介 護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (+) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1)から<u>(13まで</u>により 算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から<u>(13)まで</u>により 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

=厚生労働大臣が定め 「別に厚生労働大臣が定める基準」 る基準第四十一号の二

# [18] 介護職員等ベースアップ等支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処 理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健 局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介 護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行っ た場合は、(1)から<u>(6)まで</u>により算定した単位数の1000分の 5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 特定施設入居者生活介護費 10

- 特定施設入居者生活介護費(1日につき)
- 要介護1
  - 要介護2  $\widehat{\mathbf{z}}$
- 要介護3 (3)
- 要介護 4 4
  - 要介護 5
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1月につき
- 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき) <
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3 (3)
- 要介護 4 4
- 要介護 5
- (2) ر ع
- 単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減 承 体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の ロ及びハについては所定 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、 100分の10に相当する単位数を、

## 介護職員等ベースアップ等支援加算 (16)

理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処 護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行っ た場合は、(1)から(1)までにより算定した単位数の1000分の 局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介 5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 特定施設入居者生活介護費 10

- 特定施設入居者生活介護費

要介護1

542単位

609単位 679単位

604単位

738単位 807単位

674単位

- 要介護2
  - 要介護3  $\widehat{\mathfrak{S}}$
- 要介護4 <del>(</del>4)

744単位

813単位

- 要介護 5  $\widehat{\Omega}$
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1月につき
- ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)
- 要介護2 要介護1

542単位

609単位

要介護3  $\widehat{\mathfrak{S}}$ 

679単位 744単位 813単位

674単位 738単位 807単位

538単位 604単位

- 要介護 4 4
- 要介護 5
- 注1~3
- 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさな 所定単位数の 100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。 身体拘束廃止未実施減算として、 イだしいた、 い場合は、